

「郡上のおいしい米コンテスト決勝大会」を開催します



郡上の米は
あなたが選ぶ。

主催：郡上市農業振興協議会
《お問い合わせ》
農林水産部農務水産課
電話：67-1835

日時：11月23日（木）

会場：道の駅 古今伝授の里やまと

1. 第3回郡上おいしい米コンテスト決勝大会《午前10時～午後4時》
決勝審査《午後2時～》※ご来場のみなさんも先着順で審査に参加いただけます。
決勝審査結果発表・表彰式《午後3時～》
2. 腕だめしの部《午前11時～午後3時》
市内生産米の食味計等による分析結果を書面にて報告します。
※事前に応募された人のみ
3. 郡上おいしい米市場《午前10時～午後3時》
市内各地で収穫されたブランド米の販売
4. 郡上産米推進に関する講演会《午後2時30分～》
演題：「郡上産米の評価と期待すること」
講師：郡上大和総合開発株式会社代表取締役社長 水野 正文 氏
5. 郡上産米ブランド化に取り組む活動紹介《午前10時～午後3時》
市内米農家によるブランド化の取り組みをパネル紹介します。

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植え機等 （農耕用の小型特殊自動車）をお持ちの人へ

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植え機等は、軽自動車税が課税されます。まだ、申告をされていない人は、軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

Q 田んぼや畑でしか使用しない（公道を走らない）のに、ナンバープレートを付けなければならないの？

A 軽自動車税は所有していることに基づいて課税されますので、公道走行の有無とは関係がありません。所有している場合は、必ず申告をしてください。

Q 農耕用の小型特殊自動車には、どんな車両があるの？

A 農耕トラクター・農業用薬剤散布車・刈取り脱穀作業車（コンバイン）・田植え機等で乗用装置のあるもののうち、最高速度が時速35km未満のものが、農耕用の小型特殊自動車となります。

Q 小型特殊自動車の税金はいくらですか？

A 農耕用小型特殊自動車の税額は、年額2,400円となります。（農業所得の収支計算上、納付された税額が必要経費と認められます。また、購入金額は、減価償却費として経費に計上することができます）

Q 申告するには、何が必要？また、申告窓口は？

A 申告の際には、次のものをご用意ください。

①販売店から購入した場合

- 所有者・使用者の印鑑、販売証明書（販売店の押印、車台番号、メーカー名等の記載のあるもの）

②①以外（譲り受けたなど）の場合

- 新所有者・新使用者の印鑑、譲渡証明書（譲渡人及び譲受人の署名・押印、車台番号、メーカー名等の記載のあるもの）

※農耕用の小型特殊自動車に関する申告は、総務部税務課または各振興事務所振興課で手続きをしてください。

また、申請書は窓口にあります。

☎ 総務部税務課 ☎ 67-1837



宝くじの助成金で 整備しました



市では、一般財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」により、軽可搬消防ポンプ及び予防広報活動備品（プロジェクター・スクリーンセット）、幼年消防クラブ用鼓笛隊セットを整備しました。この事業は、宝くじの助成金を活用しています。



▲軽可搬消防ポンプ



▲予防広報活動備品



▲幼年消防クラブ鼓笛隊セット